

岡山市長 高谷茂男様

岡山市監査委員	藤本	徹
同	若井	達子
同	田尻	祐二

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

なお、監査委員池上進は除斥しました。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

三要電熱工業株式会社（岡山市勤労者福祉センター）

平成20年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の期間

平成22年2月10日から平成22年2月26日まで

3 監査の方法

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、関係書類を抽出により監査した。

4 監査の結果

監査した結果、施設の管理に係る指定管理業務は協定書の内容に沿って適切に実施されており、また、事務処理については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

団体の指定管理の概要は次のとおりである。

名称及び設置場所

名 称 三要電熱工業株式会社
設 置 場 所 岡山市中区平井六丁目11番24号
設 立 年 月 日 昭和45年 2 月 5 日

1 管理指定施設について

本法人は、平成18年 4 月 1 日より岡山市勤労者福祉センターを岡山市から管理を行う指定を受けている。

2 管理指定業務の内容について

平成20年度における管理指定業務の主な内容は、次のとおりである。

(1) 施設の管理運営に関する業務

- ・ 会議室の使用受付
- ・ 施設の使用許可及び使用料の徴収等に関する業務
- ・ 施設の目的外使用に伴う使用料及び光熱水費等の徴収に関する業務
- ・ 施設及び備品等の維持管理に関する業務
- ・ 警備に関する業務
- ・ 管理に関する経理業務
- ・ 各種報告，調査に関する業務
- ・ ホームページの更新及び広報業務
- ・ 入居団体との連絡調整
- ・ その他必要な管理運営業務

(2) 自主事業として行うことが可能な業務

- ・ 市長が必要と認めた業務

3 指定管理料の執行状況について

平成20年度の岡山市からの指定管理料は21,000,000円であり、管理料の受入れ状況は次のとおりである。

平成20年 7 月 1 日	1,750,000円	収入
平成20年 7 月18日	1,750,000円	収入
平成20年 8 月20日	1,750,000円	収入
平成20年 9 月 8 日	1,750,000円	収入
平成20年10月14日	1,750,000円	収入
平成20年11月11日	1,750,000円	収入
平成20年12月11日	1,750,000円	収入
平成21年 1 月26日	1,750,000円	収入
平成21年 2 月20日	1,750,000円	収入
平成21年 3 月12日	1,750,000円	収入
平成21年 4 月30日	1,750,000円	収入
平成21年 5 月19日	1,750,000円	収入

また、執行の主なものは給料手当、委託料である。

4 指定管理業務に係る事務処理について

平成20年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

また、事務処理については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。